

## 狭山市コミュニティ施設特別整備事業 補助対象事業一覧

事業区分		基準	補助率	最低事業費	補助金限度額
1	集会所建設	集会の用に供する施設で、その利用者が主に地域住民であり、受益戸数が相当数以上のものであること。	70%以内	50万円	750万円
2	集会所増改築・改修	原則として受益戸数が30戸以上のものであること。	50%以内	30万円	150万円
3	掲示板設置	原則として1自治会1箇所とし、掲示部の大きさは90cm×60cm以上であること。	50%以内	——	10万円
4	集会所借上げ	継続して占有できる集会の用に供する施設を借上げているものであること。	50%以内	——	24万円
5	特認事業	<p>住民の自主的なコミュニティ活動を助長し、かつ、住民の連帯感を高めると認められるコミュニティ施設を整備するものであること。</p> <p>【対象となる物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 集会所に設置する冷暖房設備</li> <li>イ. 地域自治会の備品等の収納庫</li> <li>ウ. コミュニティの醸成のための太鼓</li> <li>エ. コミュニティの醸成のための矢倉</li> <li>オ. 認可地縁団体又は市が所有する土地に建設された集会所敷地内に自生する樹木の伐採</li> <li>カ. 集会所に設置する太陽光発電システム並びに定置用リチウムイオン蓄電池の設置</li> </ul>	50%以内	30万円	50万円

※ 集会所で使用する、机・椅子、パソコン、コピー機、カラオケ等の備品は補助対象となりません。